

砺波市農業委員会 5月総会議事録

開催日時 令和4年5月6日（金）午後2時

開催場所 砺波市役所 3階 小ホール

出席した委員 20名

1番	老 健	15番	土田 英雄
2番	鴨井 克之	17番	樋掛 雅彦
3番	境 真由美	19番	平木 哲
4番	館 和香子	23番	原野 敬司
5番	川邊 洋	24番	前野 久
6番	源通 一郎	25番	石田 智久
7番	松原 光雄	26番	飛田 明雄
8番	飯田 輝一	27番	野原 外茂雄
9番	堀田 敬三	28番	吉田 孝夫
10番	齋藤 徹	29番	西原 登

欠席した委員 9名

11番	吉田 一馬	18番	亀永 理恵
12番	片山 雅喜	20番	山本 渉
13番	黒田 英嗣	21番	山本 憲政
14番	川邊 孝之	22番	宮崎 雄介
16番	江成 周彦		

傍聴人

なし

出席した事務局職員 3名

事務局長 栄前田 龍平 主幹 大石 哲也 主事 深尾 芽生

農業振興課 1名

農地調整係 主事 蟹田 凌太郎

付議案件

議事

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による所有権移転用許可申請に対し意見決定について

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による賃貸権・使用貸借権設定転用許可申請に対し意見決定について

議案第 5 号 砺波市農用地利用集積計画（第 1 2 3 次）の協議に対し意見決定について

報告

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の報告について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の報告について

その他

(開会 14:00)

事務局 定刻となりましたので、ただ今から「令和4年度・砺波市農業委員会5月総会」を開会いたします。

会議に先立ちまして、平木会長からご挨拶がございます。

会長 ご苦労様です。穏やかな日が続いており、田畑に作物が植わりまして砺波らしい風景が見られるようになったかと思えます。

現在国会では人・農地プランの法定化が審議されているところですが、法定化されますとプラン作成のため農業委員のみなさんにも作業をお願いすることとなります。砺波市はすでにある程度集積・集約化が進んでいますが、より一層の農地の集積・集約化や遊休農地・耕作放棄地の解消のためご協力をお願いします。

事務局 ありがとうございます。

ここで、ご報告いたします。本日は、在任委員29名中、20名が出席されています。よって、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の総会が成立していることをご報告いたします。

この後は、お手元の総会次第にしたがって進めさせていただきます。

なお、「砺波市農業委員会会議規則第5条の規定」により、総会の議長は、会長が務めることになっておりますので、平木会長に議長をお願いいたします。

それでは、よろしく願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります前に、私から議事録署名委員を指名させていただきます。よろしいでしょうか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 それでは、議席番号23番 原野 敬司委員・議席番号24番 前野 久委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転用許可申請に対し、意見決定について」、事務局より説明願います。

事務局 議案書の1ページをお願いします。

今月の案件は、2件でございます。

(議案書番号1朗読)

別添の「農地転用申請位置図」の1ページから5ページまでと、併せてご覧ください。

申請地は、10ha以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第1種」になります。農地転用の許可基準は、「隣接する土地との一体利用」に該当します。申請地は、譲渡人が格納車庫を地目が農地のまま建設していたことが分かりましたので、このたび是正するものです。空き家となっていた母屋をレストラン及び客室に改築する予定であります。

(議案書番号2朗読)

別添の位置図の6ページから10ページまでと、併せてご覧ください。

申請地は、公共施設整備済区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。申請地は、用途地域に近接した市街地近郊において、公共インフラ整備が整っております。譲受人は、現在、妻と子供の4人でアパートに暮らしています。通勤・通学を考慮し、林地区に住居を構えたいと希望しており、このたび、申請地において住宅を建築するものです。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 　　ただ今、事務局より説明のありました「議案第3号」について、補足説明やご質問等がありましたら、挙手願います。

委員 　　(「はい」の声あり)

議長 　　川邊委員、どうぞ。

川邊洋委員 　　議案書番号1の補足説明をいたします。本件は昨年10月の総会において農用地区域からの除外届出について協議され、令和4年3月に除外決定通知があったものです。この畑は以前から宅地化されていたため、譲渡人の方から始末書が提出されております。

譲渡人がこの家から転居し現在空き家状態となっていましたところ、譲受人がその母屋と周辺一帯を購入し、宿泊施設と食事提供の施設を建設し、活用するとのことでした。

譲受人については、近隣への説明会も積極的に行っており、進捗状況についても逐一地元の方へ説明しております。ご承認たまわりますようお願いいたします。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 飛田委員、どうぞ。

飛田委員 議案書番号2についてですが、この地区は北部小学校から近く、また、砺波総合病院やイオンなどの大型店舗等が数多く近隣にあるため、住宅地としては大変によいところです。

また、近隣にも昨年農地の転用のご承認をいただき住宅が建築されている土地がございます。今回の申請地はもともと面積が広く譲渡人も十分に管理することが難しい状態でしたが、このたび宅地として譲渡するということで、それが解消されることとなります。ご承認よろしく申し上げます。

議 長 他にご質問等ございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第3号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「議案第4号 農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用貸借権設定転用許可申請に対し意見決定について」、事務局より説明願います。

事 務 局 議案書の2ページをお願いします。
今月の案件は、2件でございます。

(議案書番号1朗読)

別添の位置図の11ページから15ページまでと、併せてご覧ください。
申請地は、都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。申請地は、都市計画事業により公共インフラ整備が整い、住環境が充実しています。小・中学校に近いことから、家族層向けの共同住宅を建築する計画としています。

(議案書番号2朗読)

別添の位置図の16ページから20ページまでと、併せてご覧ください。

申請地は、農用地等として利用すべきと定められた区域内にあり、農地区分は「農用地」になります。許可基準は、2年以内の砂利採取であり、「農用地区域内農地の一時転用」に該当します。砂利採取は、令和4年6月から令和6年5月までとし、深さは10m、採取量は約63,000m³の計画としています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 　ただ今、事務局より説明のありました「議案第4号」について、補足説明やご質問等がありましたら、挙手願います。

委員 　（「はい」の声あり）

議長 　松原委員、どうぞ。

松原委員 　議案書番号2について、砂利採取を行うということで近隣のは場の耕作者の承諾を得ております。また、用水路についても蓋をつけるということで土地改良区より承認を受けています。なお、自治会からは道路の交通量が多いので安全について留意するよう申し合わせしております。

委員 　（「はい」の声あり）

議長 　源通委員、どうぞ。

源通委員 　議案書番号1について、申請地は出町小学校のごく近くに位置しております。申請者は今までも共同住宅の経営をしております、この地域は小学校やその他商業施設等があることで条件がよく、今後も砺波市で同様の共同住宅の需要が多いとのことでした。ご承認よろしく申し上げます。

委員 　（「はい」の声あり）

議長 　堀田委員、どうぞ。

堀田委員 　議案書番号1の件ですが、申請者はアパートをいくつか所有しているということですが、申請の職業欄が無職となっているのは申請書や審議するうえで問題となってくるのでしょうか。

事務局 　職業によって農地転用の許可不許可を決めるのは適切ではないとの通知が国から出ています。そのため、職業については判断材料とせず、場所

や面積等の条件をもってご審議いただければと思います。なお、令和4年度の法改正によって申請書からは職業の記載欄が削除されております。

議 長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第4号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「議案第5号 第123次・砺波市農用地利用集積計画の協議に対し、意見決定について」、事務局より説明願います。

事 務 局 議案書の3ページから6ページをお願いします。

(議案書一部朗読)

こちらは、貸し手と借り手が直接契約する“相対”の利用権設定になります。本市では、年3回この申し出を受付ることになっており、今回の内容は、3月末締切分となり、5月末に公告を予定しています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第5号」について、補足説明やご質問等がありましたら挙手願います。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 土田委員、どうぞ。

土田委員 国では中間管理事業による利用権設定を推奨しているところですが、砺波市としては中間管理事業と今回のような相対の利用権設定とで選択する基準などあるのかお聞かせください。

事 務 局 砺波市として特に基準は設けておりません。国の方針に沿い、できるかぎり中間管理事業に移行していただきたいとは考えておりますが、貸し手・借り手側が相対の利用権設定を選択して申請される場合はその旨を確認したうえで受付しています。

堀田委員 相対だとお互いの話し合いによる利用権の設定ですからたとえば借り手の判断で一方的に耕作をやめてしまうだとかの不安があるのではないのでしょうか。一方、中間管理だと一定期間が決まっていますとちゃんと仲介してもらえるのでよいと思うのですが。

事務局 相対、中間管理ともに契約のときに期間が設定されており、その期間の利用権設定となります。また、どちらも双方の合意がある場合に限り途中で解約したい場合は受付することができますので、これらの点については制度上あまり変わりがないと考えております。

土田委員 中間管理とは異なり、利用権の設定期間は短い期間でも可能だから相対にしているのでしょうか。

事務局 様々なケースがあるかと思いますが、基本的には受け手側の希望で中間管理ではなくて相対の契約を選択されているのではないかと推測されます。

委員 (「はい」の声あり)

議長 前野委員、どうぞ。

前野委員 来年の3月末までの利用権設定がありますが、このような1年未満の方は毎年利用権を再設定しているのか、それともたまたま来年3月までだけ設定されているのでしょうか。

事務局 あくまで設定期間は貸し手と借り手とで話し合いをされたうえで決められたものになりますので、毎年更新されていくのか、別の契約に切り替えられるのかまでは把握できておりません。今回の利用権設定で期間が短いものについては次回までに確認いたします。

議長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第5号」につきまして、賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手につき、本件は、原案どおり、可決いたします。
続きまして、報告事項に入ります。

報告第1号から報告第2号について、事務局より説明願います。

事務局 (報告第1号・第2号説明)

議長 ただ今、報告を受けた報告内容について、ご意見・ご質問等は、ありませんか。

委員 (「はい」の声あり)

議長 堀田委員、どうぞ。

堀田委員 農地転用に伴う利用権の解約がありますが、農地転用の資料の写真ではすでに転用の工事に入っているように見えます。以前から利用権の設定があったのに耕作されてなかったのではないか、申請前に工事を開始した違反転用なのではないかという疑問があります。もしそうだった場合は顛末書等の提出がいてるのではないのでしょうか。

事務局 確認のうえ次回の総会でご報告いたします。

議長 他にご質問等はございませんか。

委員 (なし)

議長 ご質問等がないようですので、報告事項につきましては、以上とさせていただきます。

これで、総会に付議されたすべての案件の審議を終了しました。

これにて閉会いたします。

(閉会 14 : 45)